

## 2 担い手（認定農業者等）向け施策

### ① 経営発展支援事業

農業者の高齢化と減少が進む中、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を国と県が協調して支援します。

- 1 補助率：国 1/2 以内、県 1/4 以内（県支援分の 2 倍を国が支援）
- 2 支援額：補助対象事業費上限 1,000 万円  
 ※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限 500 万円  
 ※経営継承・発展支援事業との併用は不可。また、他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。
- 3 対象者の主な要件
  - ①独立・自営就農時の年齢が、49 歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
  - ②事業実施前年度又は事業実施年度中に農業経営を開始し、独立・自営就農すること。
  - ③認定新規就農者であること。
  - ④農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから 5 年以内に継承する者で、継承する経営を発展させる計画（所得、売上、付加価値額のいずれかを 10%増、又は生産コスト 10%減）を市町村に認められること。
  - ⑤目標地図（実質化された人・農地プランを含む。）に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
  - ⑥経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金及び経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと。
  - ⑦本人負担分について、融資を受けていること（青年等就農資金を活用可）。
- 4 対象となる事業内容  
 機械（軽トラ除く。）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

#### ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
 千葉県 農林水産部 担い手支援課（就農支援班）  
 043-223-2904

## ②経営発展支援事業 (地域計画早期実現支援枠、世代交代円滑化タイプ)

農業者の高齢化と減少が進む中、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を国と県が協調して支援します。

### 1 補助率：

【経営資源の有効利用に向けた取組】 【円滑な経営移譲に向けた取組】

2/3 以内 (国 1/3 以内、県 1/3 以内)

【経営発展に向けた取組】

3/4 以内 (国 1/2 以内、県 1/4 以内)

### 2 支援額 (補助対象事業費上限)

【経営資源の有効利用に向けた取組】 【円滑な経営移譲に向けた取組】

1,800 万円

【経営発展に向けた取組】

1,200 万円

※経営開始資金、経営発展支援事業 (通常枠) との併用は不可。

※【経営発展に向けた取組】については、本人負担分について融資を受けていること。

### 3 対象者の主な要件

- ・ 49 歳以下で、新たに農業経営を開始する認定新規就農者、認定農業者
- ・ 事業実施年度の 3 年前の年度の 4 月以降に農業経営を開始した者又は法人であること
- ・ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている、又はする予定であること。
  - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
  - ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
  - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
  - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
  - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ・ 青色申告を行うこと
- ・ 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること

#### 4 対象となる事業内容

##### 【経営資源の有効利用に向けた取組】

機械・施設等の経営資源を継承・利用するための修繕、移設、撤去等に要する経費

##### 【円滑な経営移譲に向けた取組】

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費

##### 【経営発展に向けた取組】

機械・施設等の導入等に要する経費

#### ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 担い手支援課（就農支援班）

043-223-2904

③千葉県経営体育成支援事業（国庫・一部県単）  
（国庫事業名：農地利用効率化等支援事業）

農業経営の発展・改善を目的として融資機関からの融資（プロジェクト融資）を活用して農業用機械・施設等の整備を行う場合に、融資残の自己負担部分に助成を行います。

事業予算：41,500千円（国庫分：35,500千円、県単分：6,000千円）

実施地区：地域計画が策定されている地域

助成対象者：地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

実施主体：市町村（、都道府県）

補助対象：○農業用機械・施設等（耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの） ※中古の場合、販売店等により2年以上使用可能と保証があるもの  
○本事業（国庫）で補助対象とならない運搬用トラックのうち「積載車」については、県独自に補助対象とする。

県独自で補助対象とする「積載車」とは

- ・国庫事業の対象となるような大型のトラクターやコンバイン等を運搬するため、荷台にこれらの車両を安全に乗せて運ぶことができる機能が付いている車両のこと。
- ・小型の農機具や資材の運搬・出荷などに用いるトラックは対象外。

補助率：3／10以内

上限額：融資主体支援タイプ…法人・個人問わず300万円※

※目標地図に位置付けられる者であって、目標年度の経営面積が一定の基準以上となる場合の上限額は600万円。

成果目標：事業実施年度の3年度目を目標年度として、助成対象者は必須目標と併せて【選択目標（②～④）】から1つ以上を選択し、目標年度までに実施することとしてポイント化している場合は【事業関連取組目標⑤～⑦】から該当する目標を選択して、それぞれ具体的な数値目標を設定する。

※事業実施年度の翌年度から毎年度、成果目標の達成状況報告が必要。

【必須目標】

- ①付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大

**【選択目標】**

- ②農産物の価値向上
- ③単位面積当たり収量の増加
- ④経営コストの縮減

**【事業関連取組目標】**

- ⑤経営面積の拡大
- ⑥労働時間の縮減
- ⑦経営管理の高度化

事業手順：市町村が要望を取りまとめ、県を經由し国に申請

※市町村 → 県（農業事務所→担い手支援課） → 国

採択基準：次の手順で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に配分

- (1) 助成対象者ごとの取組内容を配分基準表に基づきポイント化
  - (2) (1)の助成対象者ごとのポイントに地区配分基準ポイントを合算
- ※ ロボット技術・ICT機械等のスマート農業機械を導入する担い手や、環境に配慮した取組をする担い手、集約型農業経営を行う担い手を優先的に支援する優先枠あり

《配分基準ポイント項目》

- ①付加価値額の拡大（現状ポイント、拡大率目標ポイント、増加額目標ポイント）、②経営面積の拡大、③労働時間の短縮、④経営管理の高度化、⑤新規就農、⑥農業者の育成、⑦女性の取組、⑧輸出の取組、⑨環境配慮の取組、⑩労働環境の改善

《地区配分基準ポイント項目》

- ①認定農業者等への農地集積、②農地集積割合の増加

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905

## ④地域農業構造転換支援事業（国庫）

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

事業予算：104,188千円（国庫分：104,188千円）

実施地区：以下の（1）若しくは（2）の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

- （1）地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）
- （2）現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

助成対象者：地域計画のうち目標地図に位置付けられた担い手

実施主体：市町村

補助対象：農業用機械・施設等（耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの）  
※中古の場合、販売店等により2年以上使用可能と保証があるもの

補助率：購入 3/10以内 リース 取得相当額の3/7以内※  
（上限額は、法人：3,000万円、個人：1,500万円）  
※リース期間を4年未満とする場合は、補助率が異なります。

成果目標：事業実施年度の3年度目を目標年度として、助成対象者は次に掲げる成果目標（①～③）から1つを選択し、具体的な数値目標を設定する。

- ① 経営面積の3割以上又は4ha以上の拡大
- ② 付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）1割以上の拡大
- ③ 労働生産性3%以上の向上

事業手順：市町村が要望を取りまとめ、県を經由し国に申請

採択基準：次の手順で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に採択

- （1）助成対象者ごとの取組内容を配分基準表に基づきポイント化
- （2）（1）の助成対象者ごとのポイントに地区配分基準ポイントを合算

《配分基準ポイント項目》

- ①経営面積の拡大、付加価値額の拡大、労働生産性の向上、②経営管理の高度化、③環境配慮の取組、④輸出の取組、⑤女性の取組、⑥労働環境の改善

《地区配分基準ポイント項目》

- ①将来像が明確化された地域計画、②誘致団地の創設

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905

## ⑤農業雇用労働力対策就業環境整備事業（県単）

- 高齢者、女性、障害者等を含めた多様な人材の確保や定着のためには、魅力ある職場環境づくりが必要です。
- 農業労働力の安定的な確保を図るため、被雇用者が安心して農作業に取り組める環境整備を支援します。

事業予算：6,300千円（県費）

実施主体：農業法人又は農業者（いずれの場合も認定農業者であること）

補助対象：新たに高齢者等を雇用する際、被雇用者が安心して農作業に従事できるよう整備する以下の施設。

- ①休憩施設、更衣室、トイレ、シャワー施設、バリアフリー施設
- ②被雇用者の居住施設

補助率：法人1/3以内、個人1/4以内

補助上限：① 500千円  
② 3,000千円

採択要件：新たに高齢者、女性、障害者等を雇用する見込みがあること。  
※事業実施年度の翌年度から3年間、利用状況及び雇用状況の報告が必要

事業手順：事業実施年度の前年度に市町村に対し事業要望調査を実施し、事前協議の上、事業採択の可否を決定する。なお、予算額を上回る要望があった場合には、ポイントの上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）  
043-223-2905

## ⑥「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（県単）

園芸産地の生産力強化を図るため、規模拡大に必要な省力化機械等の導入、高収量・高品質を実現するための施設化や環境整備、既存施設のリフォーム、施設及び露地におけるスマート農業の導入を支援します。

### 1 事業の内容

#### （1）生産力強化支援型

**対象者**：農業協同組合、生産者組織等（3戸以上）、認定農業者、認定新規就農者  
**要件**：「産地戦略」又は「園芸産地再整備計画」を策定した産地に属する生産組織等又は認定農業者等

**補助対象**：パイプハウス、低コスト耐候性ハウス等、高設栽培施設、養液栽培施設、出荷調製施設（強化枠に限る）、省力化機械（生産管理機械、流通管理機械）、共同利用施設、共同利用機械等

**補助率**：通常枠 1／3以内（生産者組織等）、1／4以内（認定農業者等）  
 強化枠※ 1／3以内（認定農業者）

※一定規模以上の経営面積を有し（露地品目概ね3ha、施設品目：概ね1ha）、販売額の10%以上の増加等にチャレンジする事業主体に対し、補助率を引き上げて支援

**実施基準**：①農業用ハウスの面積基準

《共同利用の場合》

概ね2,000～5,000㎡未満

ただし、都市地域、中山間地は概ね1,500㎡以上～5,000㎡未満

《認定農業者等》

概ね1,000～5,000㎡未満

ただし、都市地域、中山間地概ね800㎡～5,000㎡未満

※温室メロン概ね150㎡以上、温室びわ概ね300㎡以上

パイプハウスは  
上限なし

②事業費 100万円以上5千万円未満

※強化枠は、施設整備：3千万円以上、機械導入：4百万円以上

#### （2）園芸施設リフォーム支援型

**対象者**：認定農業者、認定新規就農者、共同利用施設を保有する生産団体等

**要件**：①「園芸産地再整備計画」を策定した産地に属する認定農業者等

※園芸産地再整備計画の策定は、同一品目の施設面積が概ね1ha以上ある産地とする。

②生産改善目標を達成すること

※単位面積当たり収穫量の10%以上増加、上位等級品比率の10%以上増加、園芸用燃油使用量の10%以上削減、単位面積当たり販売額の10%以上増加（品目転換した場合のみ）のうち1つ以上を達成すること。

補助対象：園芸施設（ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス）の鋼材等の改修及び被覆資材、省エネ装置等の更新（ハウス改修と一体の場合に限る） ※省エネ装置等にかかる事業費が、事業費総額の 1/2 を超えないこと。

補助率：1／4 以内

実施基準：①法定耐用年数経過施設で、事業実施後概ね 5 年以上使用可能であること  
②実施面積は 250 ㎡以上（温室メロンは概ね 100 ㎡以上）  
③事業費は 100 万円以上 5 千万円未満

### （3）スマート農業推進型

対象者：農業協同組合、生産者組織等、認定農業者、認定新規就農者

要件：①「園芸産地生産性向上計画」を策定した産地に属する認定農業者等  
※園芸産地生産性向上計画の策定は同一品目の面積が概ね 1 ha 以上の産地とする。

②生産改善目標を達成すること

※事業を実施した施設における単位面積当たり収穫量の 10%以上増加、栽培面積の 10%以上増加、労働生産性の 10%以上増加のうち 1 つ以上を達成すること。

補助対象：環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、循環扇、日射等連動かん水システム、ミスト装置、複合環境制御装置、自動換気システム、ドローン、気象観測装置、ロボット草刈機※、アシストスーツ※、ロボット作業車等  
※ロボット草刈機、アシストスーツの導入は別途要件あり。

※パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費は対象外。

補助率：1／3 以内

実施基準：①環境制御関連装置については環境モニタリング装置の導入を必須とすること。

※ただし、すでに導入されている場合はその限りでない。

②環境モニタリング装置は、温度や湿度、炭酸ガス濃度等の複数の項目をリアルタイムで測定できる性能を有するものとする。

③事業費は原則として 300 万円未満、下限が 30 万円

## 2 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度 6 月頃に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議等の上、当該年度に事業採択の可否を決定する。

### ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 生産振興課（園芸振興室）

0 4 3 - 2 2 3 - 2 8 8 2

## ⑦農産産地支援事業（県単）

米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、産地の維持・強化を図るため、規模拡大や生産の効率化等に必要な農業用機械等の整備を支援します。

また、令和8年度から新たに、将来にわたる米産地の維持・強化を図るため、規模拡大に意欲のある若手生産者を対象に、規模拡大に必要なスマート農業機械の導入を支援します。

## 1 事業の内容

## (1) 種子・産地育成型

対象者：市町村、農業協同組合、認定農業者、営農集団

対象作物：稲、麦、大豆、落花生、茶、たばこ

※稲・麦・大豆・落花生は種子生産を含む。

補助対象：対象作物の栽培管理、収穫、集出荷、加工等に係る機械・施設

補助率：1／3以内

事業費：50万円以上（上限事業費は3,000万円）

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

要件：①事業実施地区における事業実施年度の対象作物面積がおおむね下表のとおりであること

作物名	対象面積	作物名	対象面積
米	30(10)ha 以上	落花生	3(0.5)ha 以上
麦	10(5)ha 以上	茶	2ha 以上
大豆	10(1)ha 以上	たばこ	10ha 以上

※表中（ ）内は種子産地の場合。

- ②農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。
- ③目標年度（事業実施年度から3年後）までに対象品目の作付面積、労働生産性、単収のいずれかを10%以上向上する計画であること。
- ④事業実施主体が認定農業者の場合は、地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。また、事業実施主体が営農集団の場合は、その構成員の1名以上が目標地図に位置づけられた者であること。

## (2) スマート農業推進型

対象者：市町村、農業協同組合、認定農業者、営農集団、その他知事が特に認める者

対象作物：稲、麦、大豆、落花生、茶、たばこ

補助対象：生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するロボット、AI、IoT など先端技術を活用した機械（ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く。また、RTK 固定基地局については、造成費用等を除く。）

補助率：1 / 3 以内

事業費：50 万円以上（上限事業費は 600 万円）

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

要件：（1）と同じ。

### （3）輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型

対象者：認定農業者、営農集団

対象作物：稲のうち、輸出用米及び米粉用米

補助対象：高密度播種苗対応機械（播種機、田植機）、直播用作業機械、均平用機械（レベラー）、除草剤散布用ホバークラフト、フレキシブルコンテナバッグ用計量ユニット、農業用ドローン、自動操舵システム

補助率：1 / 3 以内

事業費：50 万円以上

要件：①事業実施年度における事業実施主体の水稻作付面積がおおむね 30ha 以上であること。  
②農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。  
③事業実施年度の輸出用米及び米粉用米の作付面積が 2 ha 以上であり、目標年度（事業実施年度から 3 年後）までに輸出用米及び米粉用米の作付面積を 10% 以上向上する計画であること。  
④事業実施主体が認定農業者の場合は、地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。また、事業実施主体が営農集団の場合は、その構成員の 1 名以上が目標地図に位置づけられた者であること。  
⑤輸出用米及び米粉用米の栽培において、別に定める省力・低コスト化生産技術のうち、事業実施年度において 1 つ以上、目標年度（事業実施年度から 3 年後）までに新たに 1 つ以上に取り組むこと。

### （4）水稻生産力強化型【新設】

対象者：50 歳未満の認定農業者及び認定新規就農者

50 歳未満の後継者が就農している認定農業者

※いずれも法人の場合は、50 歳未満の者が役員の過半数を占めること。

※「就農している」とは、後継者が共同で農業経営改善計画の認定を受けていること。

対象作物：稲

補助対象：作付面積の拡大に向けた、省力・低コスト化に資するスマート農業機械（ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く）

補助率：1／3以内

事業費：50万円以上（上限事業費は2,400万円）

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

- 要件：①事業実施年度における事業実施主体の水稻作付面積が15ha以上30ha未満であること。  
②農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。  
③目標年度（事業実施年度から3年後）までに水稻作付面積を25%以上向上する計画であること。  
④事業実施主体が地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。  
⑤水稻作付面積拡大に向けた、別に定める省力・低コスト化生産技術のうち、事業実施年度において1つ以上、目標年度（事業実施年度から3年後）までに新たに1つ以上に取り組むこと。

## 2 事業の採択について

事業の採択については、採択要件を満たす者の中から、別に定める「農産産地支援事業配分基準」に基づき、事業の区分ごとに各事業実施計画のポイントを算定し、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択するものとする。

## 3 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度6～7月に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議等の上、事業採択の可否を決定する。

## ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 生産振興課（水田農業対策室）

043-223-2891

## ⑧「環境にやさしい農業」技術導入支援（県単）

「ちばエコ農業」や「みどり認定」などの生産者が実施する、家畜ふん堆肥等の有機質資材の施用や化学肥料・農薬の使用量低減、温室効果ガス削減などの「環境にやさしい農業」の技術導入に伴う機械・設備の整備等に係る経費の一部を助成します。

## 1 事業の内容

- [対象者] 1 農業者が組織する団体（3戸以上）  
「ちばエコ農業」に取り組む者、「有機JAS認定」を受けた者、「みどり認定」を受けた者などで組織する団体であること
- 2 市町村が特に必要と認める農業者  
「ちばエコ農業」に取り組む者、「有機JAS認定」あるいは「みどり認定」を受けた者のいずれかで、かつ「認定農業者」、「認定新規就農者」、「地域計画に位置付けられた農業者」のいずれかに該当すること

- [補助対象] 1 機械・設備の整備
- ア 有機質資材施用技術の導入  
堆肥の施用に必要な機械、緑肥作物の利用に必要な機械など
  - イ 化学肥料低減技術の導入  
局所施肥に必要な機械など
  - ウ 化学合成農薬低減技術の導入  
水田除草機、乗用草刈機、蒸気土壌消毒機など
  - エ 県が特に認める技術の導入  
小型電動農機（ロボット草刈機、電動運搬機）自動操舵システムなど
- 2 資材の導入（農業者が組織する団体のみ可）  
交信攪乱剤、防虫ネットなど

- [補助率] 1 機械・設備の整備 団体：1／2以内、個人：1／3以内  
補助上限額：2,000千円以内
- 2 資材の導入 団体：1／3以内、個人：対象外  
補助上限額：500千円以内

## 2 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度2月頃に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議等の上、当該年度に事業採択の可否を決定します。

本補助金は市町村を経由して交付します。（市町村における予算措置が必要です。）

## ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 環境農業推進課（みどり・耕畜連携推進室）

043-223-2773

## ⑨畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（国庫）

地域ぐるみで畜産の収益性向上等を目指す体制を畜産クラスターとして認定し、その中心として位置づけられた畜産農家の施設整備・機械導入等を支援します。

対象者：畜産クラスター協議会<sup>※1</sup>で策定した畜産クラスター計画<sup>※2</sup>の中で、中心的な経営体として位置づけた畜産農家等

補助対象：○地域畜産の収益性又は持続性・社会的価値の向上に資する施設等の整備

<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜飼養管理施設</li> <li>家畜排せつ物処理施設</li> <li>自給飼料関連施設</li> <li>畜産物加工、展示・販売施設</li> </ul>	}	施設と一体的に整備する設備
---	---	---------------

○収益性又は持続性・社会的価値の向上等に必要な機械の導入

○和牛繁殖雌牛の更新実績に応じた奨励金を交付

採択基準：

- ・①収益性向上対策：生産効率の改善により、単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること（家畜飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設）、単位面積当たりの飼料生産量等が向上すること（自給飼料関連施設）、又は労働時間の短縮が図られること（各施設共通）等
- ・②持続性・社会的価値向上対策：国産飼料生産面積又は利用量の増加、堆肥販売量の増加、雇用人数又は人件費の増加など、選択したテーマに応じた成果目標を達成すること 等
- ・更新奨励金の上限は 25 頭まで 等

補助率：1／2 以内（更新奨励金は定額）

事業手順：施設整備事業は前年度中に要望調査を実施し、事前協議の上、事業採択の可否が決定される。申請は市町村を經由して農業事務所へ提出。機械導入事業は例年 1 月～3 月頃に要望調査を実施し、申請は千葉県畜産協会へ提出。更新奨励金は別途要望調査があり、千葉県畜産協会等を通じて要望調査・事業の申請を行う。

※1：地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家や地方公共団体、農協、畜産関連事業者など地域の関係者が参画する協議会

※2：畜産クラスター協議会により定められた地域の畜産の収益性等の向上を図るための計画であって、国が定めた基準を全て満たすものとして知事により認定されたもの

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、

千葉県 農林水産部 畜産課（企画経営室）

043-223-2927

**⑩県産飼料自給体制整備事業（県単）**

高騰する輸入粗飼料から国産飼料への転換を図り、粗飼料自給率の向上及び酪農経営の安定化を図るため、生産面積拡大や生産性向上につながる機械等の導入に対する支援を行います。

対 象 者：農家3戸以上の団体、認定農業者、飼料作物を生産する民間事業者等

補助対象：①飼料の生産面積拡大に必要と認められる機械の導入経費  
②飼料の生産性向上に必要と認められる機械の導入経費【拡充】  
③中山間地域での飼料生産に必要と認められる機械の導入経費

補 助 率：①1/3以内（新たに10ha以上の飼料生産面積拡大）  
1/2以内（新たに20ha以上の飼料生産面積拡大）  
②1/3以内（10%以上の乾物収穫量向上）  
1/2以内（20%以上の乾物収穫量向上）  
③1/3以内（新たに1ha以上の飼料生産面積拡大）

実施手順：前年度の5～6月に市町村に事業要望調査を実施し、1～3月頃に事前協議等の上、事業採択の可否を決定。事業申請は市町村を經由して農業事務所へ提出。

## ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
千葉県 農林水産部 畜産課（環境飼料班）

043-223-2943

## ⑪スマート畜産推進事業（県単）

ICTやAIによる情報収集・分析技術、ロボット化等の技術を導入し、畜産業における作業時間の短縮や生産性の向上を図る取組を支援します。

事業主体：千葉県酪農農業協同組合連合会（酪農）  
 千葉県肉牛生産農業協同組合（肉牛）  
 公益社団法人千葉県畜産協会（肉牛・養豚）  
 一般社団法人千葉県農業協会（採卵鶏）  
 一般社団法人千葉県配合飼料価格安定基金協会（肉牛・養豚・採卵鶏）

補助率：1／3以内

補助対象：畜産経営の生産性向上や労働時間短縮に資する機械装置等

部門	補助対象機械装置等
酪農	① 牛の日常管理に関わる省力化機器（例：発情発見システム、行動監視システム） ② 哺育管理の自動化機器（例：哺乳ロボット） ③ 飼料給与作業の省力化機器（例：自動給餌機、自走給餌車、TMRミキサー、飼料タンク残量管理システム） ④ 搾乳作業の時間短縮装置（例：自動離脱搾乳装置、搾乳ユニット搬送レール）
肉用牛	① 牛の日常管理に関わる省力化機器（例：発情発見システム、行動監視システム） ② 哺育管理の自動化機器（例：哺乳ロボット） ③ 飼料給与作業の省力化機器（例：飼料タンク残量管理システム）
養豚 ・ 採卵鶏	① 生産管理記録を効率化するシステム（例：デジタル台帳） ② 環境管理の自動化機器（例：畜舎環境計測システム、自動巻上カーテン、飼料タンク残量管理システム） ③ 畜舎清掃の自動化・省力化機器（例：畜舎洗浄ロボット、高温・高圧洗浄機、薬液噴霧装置） ④ 生体管理の省力化機器（例：豚体重推定装置）

補助要件：機器の関わる1日当たりの作業時間を10%以上削減、又は生産性（繁殖成績、出荷成績、事故率）を10%以上改善する計画であること。  
 県が進めるスマート農業推進に係る取組に協力すること。

## ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
 千葉県 農林水産部 畜産課（生産振興班）

043-223-2939

## ⑫ちばの畜産暑熱対策推進事業（県単）

夏季の猛暑により家畜の生産性が低下していることを踏まえ、本県ではまだ普及が進んでいない暑熱対策について、畜産農家と連携して実証を行うことで、更なる暑熱対策の推進を図ります。

事業主体：千葉県酪農農業協同組合連合会（酪農）  
 千葉県肉牛生産農業協同組合（肉牛）  
 公益社団法人千葉県畜産協会（肉牛・養豚）  
 一般社団法人千葉県農業協会（採卵鶏）  
 一般社団法人千葉県配合飼料価格安定基金協会（肉牛・養豚・採卵鶏）

補助率：1／2以内（補助上限2,000千円/戸）

補助対象：県内での普及を目的とした暑熱対策を実施するための費用

部門	補助対象対策
酪農	① 牛舎屋根裏への遮熱シート施行 ② ソーカーシステム設置
肉用牛	① 換気扇の設置方法の変更
養豚・採卵鶏	① 細霧装置設置
共通	① 冷風機（ダクト送風等）設置 ② 飼料タンクへの遮熱材塗布

補助要件：検証に必要なデータの収集に協力すること等。

## ○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、  
 千葉県 農林水産部 畜産課（生産振興班）

043-223-2939